

尼崎市法人指導課

障害事業所指定担当からのお知らせ

◆障害福祉サービス等情報公表システムでの経営情報の報告開始について

利用者による個々のニーズに応じた良質なサービスの選択に資すること等を目的として、平成30年4月施行の改正障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律において、事業者に対して障害福祉サービスの内容等を都道府県知事等へ報告することを求めるとともに、都道府県知事等が報告された内容を公表する仕組みが創設されました。

さらに令和7年8月よりこれまでの事業所情報に加えて、経営情報についても記載することが義務付けられました。これは、障害福祉サービス等情報公表システム(WAMNET)内に財務状況のデータベースを整備し、事業者の収支状況や職種別の給与総額等の経営情報について、分析・公表を行うことで、障害福祉サービス等事業者の経営の透明性を図ることを目的としています。

なお、それぞれの報告期限までに報告がなされない場合、情報公表未報告減算の対象となりますので、ご注意ください。また、サービス種別ごとに申請を行わず、一括申請を選ぶと、実際には経営情報を入力していても、システム上は未報告の扱いになってしまうため、ご注意ください。

【報告期限(経営情報以外の項目)】

ア. 報告年度の4月1日より前に障害福祉サービス等を提供している事業者

報告年度の7月31日まで

イ. 報告年度の4月1日以降に障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者

事業者指定を受けた日から2カ月以内

【報告期限(経営情報)】

毎会計年度終了後3カ月以内

※経過措置として、令和7年度内に実施されるべき報告(令和6年1月1日から同年12月31日までの期間中に開始した会計年度に関する報告)に限り、令和8年3月31日までに報告を行うこととされています。

(尼崎市ホームページ ID:1012175 障害福祉サービス等情報公表制度について

<https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/kurashi/syogaisya/ziritu/1004198/1012175.html>)

◆「地域情報共有サイト あましえあ(関係者用)」の登録について

尼崎市では、地域資源・介護・医療・障害福祉データベースを構築し、2つのサイトで情報発信を行っています。下記②の「あましえあ 関係者用サイト」のお知らせ欄より随時、障害福祉サービス等に関するお知らせや通知等を発信していますので、必ずご登録ください。

① 住民向け情報検索サイト【あましえあ】

・尼崎市 HP よりアクセスができ、どなたでも閲覧が可能です。

・市民や福祉関係者が、介護・医療・障害福祉・地域資源の情報検索に活用します。

② 関係者向け情報発信サイト【あましえあ(関係者用)】

・ID とパスワードを入力して閲覧するため、関係者のみが閲覧可能です。

・尼崎市やサイト運営者から本事業の関係者への情報発信サイトです。

※登録がお済みでない事業所様へ

- ID とパスワードで、「あましえあ 関係者用」サイトにログインしていただき、初期登録の手続きを行い、利用方法、機能等についてご確認ください。
※各事業所様宛に ID・パスワードは通知済みです(指定月の月末に郵送)。
- 個別の ID とパスワードの通知が届いていない場合は、障害事業所指定担当へお問い合わせ してください。(TEL:06-6489-6522)

◆ 事業者の各種届出等について

★ 各種届出について

- 届出の期限について(土日祝の場合、直前の開庁日) ※各提出期限を遵守してください。

・新規指定申請

指定予定日(毎月1日)の前々月 15 日が提出期限となります。申請書は、必要書類がそろった状態で受理しますので、添付書類の不備や申請書類の修正がある場合は、提出期限日であっても受理できないこともあります。その場合は、指定予定日をずらしていただくこともありえます。そのため、提出期限より前にあらかじめ書類を確認させていただき、お願いしております。指定予定日の 3~4 か月前に事前にお電話いただき、初期相談の予約を取ってください。

・指定更新申請

指定日から 6 年ごとに指定の更新申請が必要です。

事業所及び施設の指定更新も新規申請と同様に、事業所ごとに、サービスの種類ごとに申請が必要となります。指定の更新を行わなかった場合は、指定有効期間満了をもって指定の効力を失うこととなります。

また、休止中の事業所については、休止中のままでは人員及び設備に関する基準を満たしていないことから、指定更新を受けることはできません。

指定更新通知(指定有効期間満了の約 3 か月前に送付します)が届きましたら、すみやかに手続きをお願いします。

・変更届

変更があった日から10日以内に提出する必要があります。

・休止・廃止届

休止日・廃止日から 1 ヶ月以上前に提出する必要があります。なお、現利用者の移行先の調整状況の一覧表を添付してください。

・指定されている事業所の法人が変わる場合は、現在指定されている事業所を廃止し、変更する法人で新規指定をする必要があります。「変更届」の提出ではありませんので、ご注意ください。

また、新規指定は審査に時間を要します。(通常指定予定日の3ヶ月ほど前から事前相談をさせていただいています。)法人変更される直前などに指定申請書を提出されても、指定予定日までには審査ができないため、お早めにご相談ください。

・管理者、サービス提供責任者、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、相談支援専門員が変更になった場合も変更届の提出が必要です。未届けであることがわかった場合、変更届を作成・提出していただくこととなり、更新申請の審査等にも支障が出る可能性があります。

・体制届

☆算定される単位数が増える場合

前月15日までに届出⇒翌月1日より算定可

☆算定される単位数が減る・算定をやめる場合

すみやかに届出⇒要件を満たさなくなった月から算定不可

提出期限を過ぎた場合は、予定していた月から加算を算定することができませんので期限を遵守してください。

また、要件を満たしているかを判断するにあたり、添付していただいた資料で確認できない場合は、別に資料の提出を求めることもありますので、ご了承ください。

★ 報酬について

○ 各加算について

各加算については、体制届の提出が必要な加算で、人員的な要件を満たす場合や個別の支援や療育などを計画に基づき実施した場合の加算、あるいは、体制届の提出の必要がない加算など、算定要件がさまざまです。

体制届の提出の有無にかかわらず、要件を満たすことを証する資料は、事業所が作成し、保管をしておく必要があります。

また、個別計画や個別の支援や療育などを実施したことがわかる記録の作成及び保管も必要です。

保険者が確認する必要があると判断した場合は、資料や記録の提出を求められます。

体制届の提出時に添付を求められなかった場合でも、計画や記録の作成及び保管が必要ですので、ご注意ください。

○ 福祉・介護職員等処遇改善加算について

福祉・介護職員等処遇改善加算を算定されている事業所は、毎年7月末までに実績報告書を提出していただく必要があります。実績報告書の提出がされない場合は、加算を返還し

ていただくこととなりますので、忘れずに必ず提出してください。

なお、年度途中で事業所を廃止した場合や算定を終了した場合は、最終の加算の支払いがあった月の翌々月の末日までに実績報告書を提出してください。

次年度も継続して福祉・介護職員等処遇改善加算を取得しようとする障害福祉サービス事業者等は、加算を取得する年度の**前年度の2月末日**までに福祉・介護職員等処遇改善計画書と必要な添付書類を提出してください。

注)令和8年度の計画書の提出期限は4月15日(水)(予定・必着)です。

○ 届出時のお願い

指定申請や変更届など各種提出書類のコピーが欲しいとのお問い合わせをいただくことがあります。提出された書類は、市が保有する文書になるため、コピーをお渡しすることができません。後日、必要になることもあると思われますので、提出前にあらかじめコピーを取り、事業所で保管していただきますよう、お願いします。

★ 事故報告書について

障害福祉サービス等(※)の提供による利用者のケガや死亡事故の発生等について、本市へ報告してください。

(※)事故報告の対象となる障害福祉サービス等

障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設、指定相談支援事業者及び地域生活支援事業者、並びに児童福祉法に基づく指定障害児入所施設及び指定障害児通所事業者が行う障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業、障害児入所・通所支援に係るサービス

事故報告書の提出が必要となるのは、次の(1)～(4)に該当する場合です。

- (1) サービスの提供による利用者のケガ又は死亡事故の発生
- (2) 食中毒及び感染症等の発生
- (3) 職員(従業者)の法令違反・不祥事等の発生
- (4) その他、報告が必要と認められる事故の発生

※事故報告書取扱要領(兵庫県)や様式については、以下のページの『12 事故発生時の報告関係(障害福祉サービス等・障害児通所支援 共通)』に掲載がありますので、ご確認ください。

(尼崎市ホームページ ID:1008655 【障害福祉サービス等】指定に係る各種様式

https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/shisei/sinseisyo/dl_syogaisya/042tikiseikatu.html)

◆ 指定及び指定更新後の留意事項について

- ・基準を満たしていないまま事業を継続していると、指定取消しとなる場合もあります。
- ・指定申請又は更新申請時、虚偽の申請(人員配置や資格要件を偽るなど)が発覚した場合は、指定取消しの対象となります。

- ・指定が取り消されると、代表者等には5年間、障害福祉サービス等の指定が受けられない等の欠格事由が付きます。
- ・指定が取り消されると報酬を返還していただくことになります。また、返還を求める報酬には、40%の加算を付けることがあります。
- ・指定日の時点で、申請内容と異なる部分があった場合(職員配置や電話番号など)は、早急に変更届を提出してください。
- ・指定日以降、人員配置基準を満たさなくなった場合は、休止又は廃止をする必要がありますので、早急に届け出てください。運営を続ける場合、職種によっては人員欠如により報酬が減算となります。
- ・日頃より適宜、関係法令等を確認し、法令を遵守するようお願いいたします。

◆ 令和8年度報酬改定について

令和8年度に応急的な報酬改定が予定されております。国から詳細が示され次第、本市ホームページ及びあましえあにて情報発信していきますので、適宜、ご確認のほどよろしくお願いいたします。

法人指導課 障害事業所指定担当

電話:06-6489-6522 FAX:06-6482-3512